

「豊明市污水適正処理構想」(案)

平成23年5月

愛知県豊明市

1. 汚水適正処理構想とは

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を**汚水処理施設**と呼んでいます。

「**汚水適正処理構想**」とは、市内全域でこれらの汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための**基本方針**を示すものです。

○公共下水道(集合処理)

市街化区域や市街地が予想される区域の汚水を処理するための施設をいい、管きょ(汚水管など)施設やポンプ施設、汚水を処理するための処理施設から構成されています。

○農業集落排水(集合処理)

農村部の汚水を処理するための施設をいい、管きょ(汚水管など)施設やポンプ施設、汚水を処理するための処理施設から構成されます。

○合併処理浄化槽(個別処理)

家庭から排出されるし尿と生活雑排水を併せて処理する**浄化槽**のことをいいます。また、し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽といい、単独処理浄化槽の新設は現在の法律では禁止されているため、新設する場合は全て合併処理浄化槽となります。

2. 汚水適正処理構想策定の目的

市民が安心して安全な生活ができる暮らしをするためには、よりよい水辺づくりが必要であります。本市の実情に合わせた適切な汚水処理施設が整備されることが求められています。愛知県では、市街地や農山村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的とし、本市や県下の自治体が作成した構想を県が取りまとめ、公表します。なお、この構想は当初、平成7年度に策定しましたが、その後の地域状況の変化等に対応するため、平成15年度に見

直しを行いました。本市でも、そのつど污水处理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための指針となる「豊明市污水適正処理構想」を策定しました。今回の見直しは、農林水産省、国土交通省及び環境省の三省から、近年の人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化などといった社会情勢の変化を踏まえた対応を実施し、より一層効率的な污水处理施設の整備手法を選定するものであります。

このような中、本市も新たに豊明市污水適正処理構想を策定することとなり、県と歩調を合わせ、地域の実情にあった効率的な整備手法となるよう、污水处理構想の見直しに取り組み、このたび、「豊明市污水適正処理構想(案)」をまとめました。

污水处理施設の整備手法の検討については、家屋の集合ブロックを検討単位区域として設定し、集合処理で整備した場合と個別処理で整備した場合、どちらが経済的に有利であるかという経済性の観点を基本として検討を行い、検討結果を污水適正処理構想図(案)に示します。